

# 行財政改革

## 平成19年度の実施状況と 20年度の計画をお知らせします

詳しくは、総合政策課（内線212）へどうぞ。

19年度実施状況	20年度実施計画
土岐プラズマリサーチパーク内において3社、アクアシルヴァにおいては1社と企業立地協定を締結しました。東濃圏域で企業立地促進法に基づく基本計画が策定され、市内2地区が重点地区に指定されました。	基本計画より引き続き、企業誘致を推進するとともに、民間の開発にも積極的に関与していきます。
18年度に縮小に向けて検討することとなっていた負担金について見直しを実施しました。20年度予算より削減される金額は211千円となります。	—————
工事・コンサルタント業務についてほぼすべての案件を電子入札システムで行いました。総合評価落札方式について1件試行しました。	総合評価落札方式の実施に向け再度試行します。一般競争入札の実施に向け研究を行います。
市民を対象に講習会を年間45回開催しました。インターネットセキュリティ講座を4回開催しました。	受講者のニーズを把握し、引き続き講習会を開催します。
NPO、ボランティア団体の登録などの情報収集をし、その情報をホームページに掲載しました。	収集した情報をホームページなどで発信し、各団体との情報交換、意見交換などを行います。
20年4月より企画部と総務部を統合しました。	21年度に向けて機構改革を検討します。
20年4月1日定数内職員数を13人削減しました。	退職者不補充などにより引き続き定員の削減に努めます。
19年4月1日から特殊勤務手当を一部廃止・一部減額したほか、支給方法の見直しを行いました。20年度から管理職手当の定額化を実施します。	—————
19年度の紹介率は平均33.15%で、18年度と比較して1%増えています。	地域における連携を強化するため、紹介率35%以上を目指します。
建物管理業務委託、医事業務委託、給食業務委託などの業務内容を見直し、約1,400万円削減しました。	引き続き、再考察を行います。
業務係1人を嘱託職員で対応しました。	庶務係1人の正規職員を嘱託職員化します。
滞納整理業務を業者に委託しました。対前年比602万円（12月末）の徴収増となりました。	業者による滞納整理業務を行うとともに、引き続き料金徴収率の向上を図ります。
水洗化普及員による接続あつせん、広報によるPR、供用開始後3年目で未接続の方への通知など積極的に取り組みました。20年3月末の水洗化率は、78.2%。	引き続き、水洗化普及員による接続あつせん、広報によるPR、供用開始後3年目で未接続の方への通知など積極的に取り組んでいきます。

お知らせします

# 土岐市の

市では、平成18年3月に土岐市集中改革プラン（第4次土岐市行財政改革大綱）を策定し公表しています。実施期間は、平成18年度から21年度とし「財政・経営の改革」「行政サービスの改革」「行政組織・職員・給与の改革」「地方公営企業・第三セクターの改革」の4つの主要推進項目を掲げ、行財政改革を進めています。（下表）

なお、紙面の関係上、すべての内容を掲載することができませんが、次の方法でご覧いただけます。

- (1) 各施設での閲覧 ①市役所玄関ホール「情報コーナー」 ②各支所 ③図書館  
 (2) 土岐市のホームページ (<http://www.city.toki.lg.jp>) 「市政・施策」の「行政改革」から

大区分	推進項目		実施項目	実施内容
財政・経営の改革	歳入の確保・歳出の抑制	1	企業誘致などの推進・促進	新規企業の誘致・育成や既存産業の活性化を推進・促進し、歳入の増加を図ります。
		2	各種負担金の見直し	市が支払う各種負担金の効果を検証し、適正化を進めます。
	公正の確保と透明性の向上	1	公共工事の入札・契約の適正化	公共工事の入札・契約に対する住民の信頼を確保するため、情報公開をはじめさらなる適正化の取り組みを進めます。
行政サービスの改革	電子自治体の推進	1	情報リテラシーの向上	市民の情報リテラシーを向上させるため、講習会などを開催します。
	地域協働の推進	2	NPO、ボランティア団体のネットワークづくり	NPO、ボランティア団体のネットワークづくりを進め、情報交換、意見交換を推進します。
行政組織・職員・給与の改革	ニーズに対応した組織づくり	1	迅速で柔軟な対応ができる組織づくり	限られた職員で多様化・複雑化するニーズに対応するため、組織のフラット化などにより、迅速な意思決定や事務処理、柔軟な行政運営ができる組織づくりを進めます。
	定員管理及び給与の適正化	1	定員適正化計画の推進	22年4月1日を期限とする定員管理適正化計画を推進します。
		2	手当の見直し	管理職手当の定額化・特殊勤務手当の縮小・廃止などの検討を行います。
地方公営企業・第三セクターの改革	地方公営企業の健全化 ①病院事業	1	病診連携の強化	病院間、病院・診療所間の連携を強化し紹介率の向上を目指します。
		2	委託業務の見直し	委託内容、委託範囲、費用対効果の再考察を行います。
	地方公営企業の健全化 ②水道事業	1	代替可能業務の嘱託化	業務係1人と庶務係1人の正規職員を嘱託職員化します。
		2	料金徴収率の強化	料金徴収率の向上を図ります。
	地方公営企業の健全化 ③下水道事業	1	水洗化促進の強化	現在の水洗化率は77%程度であり、効率的な投資となるように水洗化率の向上を促進します。